

平成23年度普通会計決算認定特別委員会
平成24年10月16日（火）
〔委員会の概要 総括説明〕

藤田豊委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時34分）

初めに、普通会計決算認定特別委員会の運営についてであります。本日は会計管理者及び出納局副局長から決算の総括的な説明を聴取することとし、10月17日は危機管理部、政策創造部及び県民環境部、22日は公安委員会、保健福祉部、商工労働部及び経営戦略部・監察局、そして23日は農林水産部、県土整備部及び教育委員会について、計3日間、各部局別に審査を行い、全部局の審査の後に採決を行いたいと思っておりますが、このような審査方法でいかがでございましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、そのように議事を取り計らうことといたします。

それでは、議事に入ります。

これより、平成23年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

まず、平成23年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、会計管理者及び出納局副局長から説明を受けることにいたします。

三宅会計管理者

決算の御説明に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

藤田委員長さん、中山副委員長さんを初め、各委員の皆様方におかれましては、本日から10月23日までの間、計4日間にわたりまして、平成23年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、御審査をいただくこととなります。

決算の調製に当たりましては慎重を期してまいったところでございますが、十分御審査賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、私からは決算の概要につきまして、お手元に参考資料としてお配りいたしております平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要、縦長のものがございますけれども、これに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、決算の概要の1ページでございます。

なお、予算決算額等の金額につきましては、100万円未満を四捨五入して100万円単位で申し上げさせていただきますので、御了承いただければと思います。

1の予算現額の比較でございますが、一般会計につきましては、2列目A欄に記載のとおり5,046億5,600万円と、前年度に比べ45億8,600万円、率にして0.9%の減となっております。

また、特別会計につきましては、用度事業会計など19の会計を合わせた予算現額は2,542億4,500万円と、前年度に比べ59億6,500万円、率にして2.3%の減となっております。

次に、2の歳入決算額の比較でございますが、一般会計につきましては4,775億100万円と、前年度に比べ92億9,700万円、率にして1.9%の減となっております。

また、特別会計につきましては2,428億2,800万円と、前年度に比べ44億8,600万円、率にして1.8%の減となっております。

次に、3の歳出決算額の比較でございますが、一般会計につきましては4,661億7,500万円と、前年度に比べ30億900万円、率にして0.6%の減となっております。

また、特別会計につきましては2,309億4,900万円と、前年度に比べ48億8,100万円、率にして2.1%の減となっております。

次に、4の翌年度繰越額の比較でございますが、一般会計につきましては、243億6,800万円を24年度へ繰り越しており、繰越額は、前年度に比べ3億2,100万円、率にして1.3%の減となっております。

また、特別会計につきましては、繰越額は3,800万円となっており、前年度に比べ1億3,000万円、率にして77.3%の減となっております。

次に、5の平成23年度決算状況でございますが、一般会計につきましては、上から3番目のC欄に記載しておりますとおり、歳入歳出差し引き額は113億2,600万円となり、その下のD欄、翌年度へ繰り越すべき財源の45億6,100万円を差し引きました実質収支額、最下段のE欄は、67億6,500万円の黒字となっております。

また、特別会計の実質収支額は、同様に118億6,000万円の黒字でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

一般会計の歳入決算額を款別に整理し、前年度と対比した表であります。主な歳入や増減の顕著な歳入につきまして御説明いたします。

まず、第1款、県税の収入済額は、3列目のBに記載のとおり662億300万円であり、右から2列目の収入済額、BマイナスDに記載のとおり、前年度に比べ26億7,000万円、率にして3.9%の減となっております。これは、法人県民税及び法人事業税などの減によるものでございます。

それから飛びまして、第5款、地方交付税の収入済額は1,506億2,800万円であり、前年度に比べ53億3,700万円、率にして3.7%の増となっております。これは、臨時財政対策債の算定方式の変更に伴い増となったものでございます。

地方交付税につきましては、本県の最も主要な財源でありまして、歳入総額の31.5%を占め、各款の中で第1位となっております。

次に、第9款、国庫支出金の収入済額は631億4,700万円であり、前年度に比べ80億5,000万円、率にして11.3%の減となっております。これは、地域活性化・経済危機対策臨時特例交付金など国の経済対策に伴う交付金の減少によるものでございます。

それから、第15款、県債の収入済額は614億2,900万円であり、臨時財政対策債の減などにより、前年度に比べ141億4,200万円、率にして18.7%の減となっております。

次に、3ページをお開き願います。

一般会計の歳出決算額を款別に整理し、前年度と対比した表でございます。特に増減の著しい内容について、御説明を申し上げます。

まず、第2款、総務費の支出済額は、3列目のB欄に記載のとおり354億3,100万円であり、二十一世紀創造基金の積立金の減などにより、前年度に比べ56億1,600万円、率に

して13.7%の減となっております。

それから少し飛びまして、第6款、農林水産業費の支出済額は338億1,700万円であり、森林整備加速化・林業飛躍基金の積立金の増などにより、前年度に比べ56億4,900万円、率にして20.1%の増となっております。

次に、第8款、土木費の支出済額は448億9,200万円であり、道路橋りょう費など公共事業費の減により、前年度に比べ73億4,900万円、率にして14.1%の減となっております。

次に、4ページをお開き願います。

このページと次の5ページにつきましては、特別会計でございます。

歳入決算額及び歳出決算額を用度事業会計を初め19の会計別に整理いたしましたものでございます。前年度と比較いたしまして、特に増減の顕著な会計について、この4ページの歳入決算額でその内容を御説明させていただきます。

まず、上から7つ目でございます徳島ビル管理事業会計の収入済額は1億3,100万円であり、前年度に比べ4,900万円、率にして59.5%の増となっております。これは、前年度からの繰越金の増によるものでございます。

次に、その下の農業改良資金貸付金会計の収入済額は2億3,100万円であり、前年度に比べ2億8,100万円、率にして54.9%の減となっております。これは、逆に、前年度からの繰越金の減によるものでございます。

また少し飛びまして、下から8つ目の公用地公共用地取得事業会計の収入済額は8億9,500万円であり、前年度に比べ2億3,200万円、率にして35.1%の増となっております。これは、不動産売り払い収入の増によるものでございます。

以上、簡単ですが概略を御説明申し上げましたが、歳入歳出の詳細につきましては、お手元に御配付の決算説明書によりまして、このあと、出納局副局長から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

西本出納局副局長

引き続きまして、平成23年度一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元に決算書類といたしましては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算附属書類、それから歳入歳出決算説明書の計3冊を提出させていただいておりますが、このうち、歳入歳出決算説明書に決算計数、決算分析図表などを記載いたしておりますので、この横長の歳入歳出決算説明書によりまして、御説明させていただきます。

それでは、決算説明書の1ページをお開きください。

一般会計及び特別会計決算総括表でございますが、内容につきましては、先ほど会計管理者のほうから歳入歳出決算の概要で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

最近5カ年間の一般会計決算額比較表でございますが、平成23年度における予算現額の対前年度増減率は0.9%、歳入決算額は1.9%、歳出決算額は0.6%と、いずれも前年と比べて減額となっております。

次に、7ページをお開きください。

一般会計歳入決算状況でございます。

当初予算額に補正予算額と前年度繰越事業費繰越額を加えた5行目の予算現額は、5,046億5,583万4,625円となっております。

調定額は4,808億8,566万3,656円、収入済額は4,775億68万3,239円、不納欠損額は1億1,288万4,418円、収入未済額は32億7,209万5,999円となっております。前年度と比較いたしまして、調定額及び収入済額はともに1.9%の減、不納欠損額は31.4%の減、収入未済額は1.2%の減となっております。

次に、8ページをお開き願います。

一般会計歳入決算額表でございますが、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1款の県税につきましては、調定額680億9,408万5,364円に対しまして、収入済額662億335万8,851円、不納欠損額9,579万6,826円、収入未済額17億9,492万9,687円となっております。決算総額に占めます県税の割合につきましては、一番右端の欄に記載のとおり13.9%となっております。

第5款の地方交付税につきましては、収入済額は1,506億2,753万9,000円となっております。決算総額に占める構成比は、31.5%でございます。

次に、第8款の使用料及び手数料につきましては、収入済額は39億5,910万3,536円となっております。このうち、使用料収入が24億4,223万7,732円で、61.7%を占めております。

第9款の国庫支出金につきましては、予算現額754億3,169万7,325円に対しまして、収入済額は631億4,736万78円となっており、予算現額と収入済額との比較で122億8,433万7,247円の差額となっておりますが、これは、ほとんど歳出予算の翌年度繰越事業費の財源に充てられるものでございます。また、決算総額に対する構成比は、13.2%でございます。

第12款の繰入金につきましては、収入済額は720億2,486万4,034円となっており、このうち、基金繰入金は267億3,270万8,450円でございます。

第13款の繰越金につきましては、収入済額は176億1,416万7,270円となっておりますが、これは平成22年度歳計剰余金として、平成23年度の繰越金収入となっているものでございます。

第14款の諸収入につきましては、収入済額は121億6,352万6,266円となっておりますが、これは貸付金元利収入などによるものでございます。

第15款の県債につきましては、予算現額693億5,600万円に対しまして、収入済額は614億2,900万円となっており、予算現額と収入済額との差額が79億2,700万円生じておりますが、これは国庫支出金と同様、ほとんど翌年度繰越事業費の財源に充てられるものでございます。また、決算総額に対する構成比は12.9%でございます。

続きまして、9ページから11ページにかけては、歳入決算額を分析したグラフを記載しておりますが、まず、9ページにつきましては、性質別に分析したものでございます。このグラフの一番外側の数字は、地方交付税、県税、国庫支出金などの款別の構成比率をあらわしております。

財源内訳といたしましては、用途が特定されていない一般財源につきましては、款別の構成比の内側に斜線の模様で表示してありますが、地方交付税から県税などを合わせまして、歳入全体の50.8%を占めております。これに対しまして、用途が特定されております

県債、国庫支出金などの特定財源につきましては49.2%となっております。

また、県が自主的に調達できる自主財源につきましては、内側のグラフに網かけで表示してございますが、県税、諸収入などで39.8%となっております。これに対しまして、その調達を県以外の国などに依存する地方交付税、県債、国庫支出金などの依存財源は60.2%となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

最近5カ年間の一般会計歳入決算額比較表でございます。

この表は、財源別構成比のうち、自主財源と依存財源の推移を過去5カ年間の比較表としてあらわしたものでございます。左側のグラフは構成比率を、右側のグラフは決算額を億単位で表示をいたしております。

まず、左側の構成比率のグラフをごらんいただけたらと思います。

右の端から順に、自主財源につきましては、県税は白で表示して、その他は網かけで表示してございます。

一番下の平成23年度におけます自主財源の構成比につきましては、右から、県税が13.9%、繰入金などのその他が25.9%の計39.8%となっており、自主財源の割合が前年度に比べ2.3ポイント高くなっております。

また、グラフの真ん中の国庫支出金は13.2%で、前年度に比べ1.4ポイント低くなり、その左側の地方交付税は31.5%で、前年度を1.6ポイント上回っております。

さらに、左端の県債などのその他が15.5%と、前年度に比べ2.5ポイント低くなっております。

続きまして、11ページをごらんください。

この表は、財源別構成比のうち、一般財源と特定財源の推移をあらわしたものでございます。県税、地方交付税などの一般財源は斜線で表示し、特定財源は白で表示してあります。

左側の一番下のグラフをごらんください。

平成23年度におけます一般財源の構成比は、歳入全体の50.8%と、前年度の49.4%に比べ、1.4ポイント高くなっております。

続きまして、12ページをお開きください。

一般会計歳入予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を記載してございます。

それから、13ページをごらんください。

このページから19ページにかけては、県税決算状況といたしまして、税目別の決算額、各局・庁舎別の県税と県税に附帯する県税外収入の徴収状況、最近5カ年間の県税の徴収状況、予算に対する過不足額などを記載いたしております。

20ページをお開き願います。

このページから45ページにかけては、税外収入過不足額及び収入未済額の説明といたしまして、科目別の予算に対する収入過不足額、収入未済額とそれぞれの主な理由を記載いたしております。

続きまして、46ページをお開き願います。

寄附金及び雑入の収納内訳説明でございます。

このページから54ページにかけては、科目ごとに、その額と主な内容を記載いたしております。

続きまして、55ページをお開き願います。

このページから57ページには、一般会計不納欠損処分の説明を科目別に記載いたしております。

一般会計では、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び諸収入につきまして、合計で1億1,288万4,418円を不納欠損処分いたしております。

55ページに記載のとおり、このうち県税が9,579万6,826円となっております。全体の84.9%を占めております。56ページ中ほどの分担金及び負担金の317万6,794円につきましては、児童福祉施設入所者負担金でございます。次に、使用料及び手数料の727万9,400円につきましては、県営住宅使用料及び高等学校授業料でございます。次に、諸収入の663万1,398円につきましては、県税に係る加算金のほか、駐車違反に対する放置違反金、教育委員会奨学金貸付金元金収入、返納金については児童扶養手当返納金及び生活保護費返納金でございます。

これらの不納欠損処分の理由は、県税及び諸収入のうち加算金では、地方税法の規定に基づく徴収権の時効による消滅、滞納処分の執行停止期間満了による納税義務の消滅及び即時欠損となっております。また、それ以外の分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに加算金を除く諸収入では、不納欠損処分の理由は消滅時効及び権利放棄などとなっております。

続きまして、61ページをお開き願います。

一般会計歳出決算状況でございます。

上から5行目の予算現額は、歳入予算現額と同額となっております。

これに対し、支出済額は4,661億7,492万1,393円、翌年度繰越額は243億6,755万5,445円、支出済額と翌年度繰越額との合計額は4,905億4,247万6,838円となり、この結果、不用額は141億1,335万7,787円となっております。支出済額は、前年度と比較いたしまして0.6%の減、翌年度繰越額は1.3%の減となっております。

続きまして、62ページをお開き願います。

一般会計歳出決算額表でございます。

この表は、前のページで御説明いたしました一般会計歳出決算状況を歳出の款別にあらわしたものでございますが、各欄の上段の括弧書きの数字につきましては、前年度繰越事業費繰越額の決算状況を内書きであらわしたものでございます。詳細の説明は省略させていただきます。

63ページをごらんください。

一般会計歳出決算分析グラフでございます。

これは、歳出決算総額を人件費等の性質別と款別の目的別に分析したグラフを記載したものでございます。

左側の性質別構成比につきましては、人件費26.2%、公債費18.6%、負担金補助等18.7%、繰出金10.1%などとなっております。

次に、これを義務的経費と任意的経費に分類いたしますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費につきましては、歳出全体の46.6%を占めております。これに対し、負担金

補助等及び工事請負費などの任意的経費は53.4%となっております。

次に、右側のグラフにつきましては、目的別に教育費、民生費など歳出の款別の構成比率をあらわしたものでございます。

続きまして、64ページをお開き願います。

最近5カ年間の一般会計歳出決算額比較表でございます。

一番下の平成23年度の左側のグラフに、義務的経費及び任意的経費について、それぞれ性質別に構成比率をあらわしてございます。

義務的経費につきましては、人件費、扶助費、公債費を合わせまして46.6%となっております、前年度の45.9%に比べ0.7ポイント高くなっております。

65ページをごらんください。

一般会計歳出予算額表でございます。

予算措置の状況を、款別に記載いたしております。

続きまして、66ページをお願いいたします。

このページから69ページにかけては、一般会計歳出決算節別集計表でございます。

各款別の節別執行状況を記載いたしております。

70ページをお願いいたします。

一般会計繰越額科目別一覧表でございます。

このページから75ページにかけては、継続費逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越のそれぞれの繰り越し区分に応じて、各支出科目別に翌年度繰越額を記載いたしております。

70ページの継続費逐次繰越については、翌年度繰越額計の欄に記載のとおり、土木費の1億5,000万円となっております、71ページから74ページの繰越明許費については、74ページの翌年度繰越額計の欄に記載のとおり、総務費から災害復旧費までの合計で241億9,595万1,945円となっております。また、75ページの事故繰越については、2,160万3,500円となっております。

76ページをごらんください。

前年度繰越事業費繰越額決算状況でございます。

このページから81ページまで、各繰り越し区分ごとに前年度繰越額の決算状況を記載いたしております。

次に、82ページをごらんください。

一般会計歳出不用額説明でございます。

このページから99ページにかけては、支出科目別に不用額及び不用となった理由を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、104ページをお開き願います。

特別会計歳入歳出決算額比較表でございます。

このページと次の105ページに、19の特別会計の決算額を各会計別に記載いたしております。

104ページの一番下の合計額で御説明いたします。

歳入決算額の状況につきましては、調定額2,444億9,665万9,023円、収入済額2,428億2,804万9,149円、不納欠損額355万1,884円、収入未済額16億6,505万7,990円となっております。

次に、歳出決算額の状況につきましては、105 ページの左から3列目に記載のとおり、支出済額 2,309 億 4,917 万 2,346 円、翌年度繰越額 3,797 万 7,000 円、不用額 232 億 5,806 万 2,654 円となっております。

この結果、右端に記載のとおり、歳入歳出差し引き額は 118 億 7,887 万 6,803 円となっております。

続きまして、106 ページをお願いいたします。

特別会計歳入歳出予算額表でございます。

記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

107 ページをごらんください。

特別会計収入未済額の説明でございます。

このページから 113 ページにかけては、各会計別、科目別に、収入未済額の内訳と理由を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

114 ページをお開きください。

このページと次の 115 ページにかけては、特別会計不納欠損処分の説明でございます。

母子寡婦福祉資金貸付金会計では、破産法による免責決定及び消滅時効により 188 万 232 円の不納欠損処分を行っております。次に、港湾等整備事業会計の港湾施設使用料では、消滅時効により 30 万 6,600 円、また、奨学金貸付金会計の奨学金貸付金元金収入では、破産法による免責決定により 136 万 5,052 円の不納欠損処分を行っております。

次に、116 ページをお開きください。

収入証紙等決算総括表でございます。

このページから 118 ページにかけては、収入証紙の売りさばき状況を種類別、月別に記載いたしております。

119 ページをごらんください。

収入証紙による収入決算額でございます。

このページから 122 ページにかけては、収入証紙による収入決算額の状況を会計別、歳入科目別に記載いたしております。

123 ページをごらんください。

特別会計繰越額科目別一覧表でございます。

繰越明許費における公用地公共用地取得事業会計及び港湾等整備事業会計につきましては、翌年度繰越額の合計は 3,797 万 7,000 円となっております。

次に、124 ページをごらんください。

前年度繰越事業費繰越額決算状況でございます。

繰越明許費における公用地公共用地取得事業会計、流域下水道事業会計及び港湾等整備事業会計につきましては、前年度繰越額の決算状況を記載いたしております。

125 ページをごらんください。

特別会計歳出不用額説明でございます。

このページから 131 ページにかけては、各会計の支出科目ごとに不用額と不用となった理由を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、135 ページをお開き願います。

基金につきましては、別冊の歳入歳出決算附属書類に各基金ごとの決算年度中増減高、

決算年度末現在高を記載いたしておりますが、このページから144ページにかけては、出納閉鎖期日であります5月末に満期となる基金が集中しておりますことから、決算年度末現在高であります平成24年3月末現在の基金の状況に加えまして、平成24年4月と5月の出納整理期間中におけます基金の増減高、並びに平成24年5月末現在の基金の状況について記載いたしております。

以上が、平成23年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

なお、歳入歳出決算に係る事務事業の内容等の詳細につきましては、各部局別審査の際に御審査を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これで、平成23年度一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

藤田豊委員長

以上で、決算概要の説明聴取を終わります。

これより質疑に入るわけではありますが、質疑はただいま説明のありました総括的事項に関するものにとどめ、個々の計数にわたる事項等については、各部局別の審査において行うことといたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

有持委員

歳計現金の運用についてでございますけれども、ちょっと2点お伺いをいたします。

歳計現金については、効率的な運用を行う必要があると思っておりますが、平成23年度の運用実績はどのようになっておられるのかお伺いしたいと思います。

もう一点は、特例公債法案がさきの国会で成立しておりませんで、県分の普通交付税が9月配分額の3分の1を当面月割りとなったんですけれども、それでどのような影響が出ておられるのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

西本出納局副局長

委員のほうから、歳計現金の運用についての御質問をいただきました。

公金の管理につきましては、地方自治法によりまして、安全かつ有利に行わなければならないとされておりますことから、本県におきましては、公金の運用に関する基本的方針等につきまして検討、審議するため、副知事を委員長といたします公金管理委員会を設置しております。

それで、平成23年度の歳計現金の運用方針につきましても、この公金管理委員会で決定されました措置方針に沿いまして、資金の運用、保管につきましては、安全、確実な方法によることを基本といたしまして、支払いに支障を来さないよう流動性を確保した上で、可能な限り有利に行うことといたしておるところでございます。具体的には、毎月、各執行機関におきまして登録いたしております収入、支出の予定でございますとか、あるいは前年度の実績をもとに資金計画を作成いたしまして、適正な管理に努めますとともに、余裕資金が生じた場合には可能な限り有利な運用を行ったところでございます。

平成23年度の歳計現金の運用実績でございますが、長引く金利の低迷によりまして預託金利は低下してございますが、年間平均預託額は約252億1,800万円、それから預金利子収入につきましては、約3,550万円となっております。

出納局といたしましては今後におきましても、安全性を確保した運用はもちろんでございますが、資金計画の精度向上を図ることによりまして余裕資金を的確に把握いたしまして、預託期間、金額などの条件も考慮いたしまして、より有利な資金運用に努めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つ御質問いただいております特例公債法案の影響について、本県の資金運用に対する影響がないかという御質問であったかと思っております。

公金を預かります出納局におきましては、資金の適正な管理を図るために徳島県資金管理要綱を定めておりまして、それに基づきまして、毎年度、年度の資金計画、それから月別の資金計画を策定いたしまして、計画的、効率的な資金管理を行っておるところでございます。特に、地方交付税の収入は本県の歳入の約3割を占めておりまして、県の歳計現金の運用におきまして、大変重要な資金となっておりますところでございます。年間を通じた資金計画におきましても、地方交付税法に定められた交付時期、普通交付税につきましては4月、6月、9月、11月となっておりますが、それを基本といたしまして資金繰りに工夫を凝らしておるところでございます。

今回、特例公債法案が成立しなかったことから、道府県分の9月交付の普通交付税の執行が抑制されまして、本県の交付額も本来配分されるべき約378億円の3分の1、約126億円の月割り交付となっておりますところでございます。

本県への影響についてでございますが、例年9月から11月にかけては、9月に県債の償還がございます。それから10月には、後期高齢者医療等の福祉関係負担金の大口の支出があることなどから、例年この時期につきましては資金繰りが大変厳しい状況となっております。このため、現在、9月の下旬から歳計現金が不足いたしまして、一時借り入れによる資金調達を行っておる状況でございます。そして、今後も歳計現金の不足というのが続くと予測されておまして、10月下旬までは一時借入金による資金調達をせざるを得ない状況でないかというところでございます。

出納局といたしましては、これまで以上に歳計現金の効率的な運用に努めてまいりますけれども、地方公共団体の財政運営を円滑に行うことができるよう、一日も早く特例公債法案の成立を図っていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

有持委員

確かに厳しい状況ではございますけれども、出納局のほうもよく頑張っていたというところがよくわかりました。非常に歳計現金の運用というのは難しいと思っておりますけれども、今後とも運用等につきましては十分配慮していただくようお願いをいたしまして、以上で終わります。

岡田委員

1点だけ教えてもらいたいんですけど、9ページの一般会計歳入決算分析グラフっていうので、自主財源と依存財源ということで円グラフにさせていただいておりますが、その次

の10ページのほうで、平成19年度から23年度の推移を見ておきますと、自主財源の部分が減っていますよね。43.6%から39.8%に減ってきていて、そのうち県税が4%ほど、割合でいけば非常に減ってきています。

しかし、その横のその他で補っている部分があって、その他が詳しくは何の財源でふえているのか、どこがふえているのかということと、それと、14%弱になっている県税の収益という部分で、バランス的にはどんなものなのか。将来的に県税は減り続けていく傾向に多分あるんですけども、それをじゃあどのように食いとめていくというような計算で、過去、現在、未来と見据えながら、収益をふやしていく対策がとられていますか。

西本出納局副局長

岡田委員から、10ページの自主財源と依存財源の推移につきまして、御質問いただいております。

平成23年度の一番下の表でございますが、自主財源の県税以外のその他の内訳ということでおっしゃっていただいたかと思うんですけども、それにつきましては、地方消費税清算金あるいは分担金及び負担金、それから使用料及び手数料等といった分がございます。

（「どこが多いんですか」と言う者あり）

特に多いものとしたしましては、繰越金でございます。繰越金につきましては、前年度と比較して約67億円ふえてございまして、割合を見ますと62.7%ふえてございます。それから次に多いものとしたしましては、繰入金。これにつきましても、前年度と比較いたしますと約42億円増加いたしておりまして、割合で言いますと6.3%ふえておるという状況でございます。

（「もう一点、県税をふやす方法」と言う者あり）

三宅会計管理者

県税そのものにつきまして、どのように考えていくかということについては、恐縮ですが、税を担当している部局のところで改めて御審議いただければと思います。

私どものほうで把握している県税収入の状況ですけれども、まず、確かに比率といたしましては、県税で言いますと17.9%から17.7%、14.2%と、大きく平成20年度から21年度等に落ちております。ここにつきましてですけれども、1つは税制の改正で、いわゆる法人事業税が地域によって大きく開きがあるので、法人事業税から一部を全国的にプールして、改めて地方法人特別税という形で譲与税として配り直すというような制度改正があったと聞いております。こういうことで、平成20年度から21年度にかけて制度が変わった関係で、県税から譲与税のほうに移行した財源があると、そういうような制度改正ということもあろうかと思えます。

それと税そのものにつきましては、本県の県民税は、やはり景気の動向、あるいは個人の消費等の動向、そういうものからなかなか非常に厳しいものがあるって、税収そのものの額というのは減少傾向で続いているということで理解をいたしております。なお、これを今後どのように対策として考えていくかということは、税そのものだけではなくて、本県の活性化、経済全体に対してどのように対処していくか、そういうものも含めて、またあるいは税制そのものを、本県のように自主財源が乏しい県に対して、どのように自由な財

源を回していただける制度を要望していくか、そういった総合的な観点での対応になってくるかと思います。

なお、詳細につきましては、また改めて担当部局にて御審議いただけたらと思います。

岡田委員

ありがとうございました。今、話を聞くと、結局その他で大きな割合というのは、繰越金と繰入金ということだったので、前年度からストックしてきた分という解釈でいいんですかね。そうだったら、今後、トータル的に県財源という部分を考えていくに当たって、毎年減ってきているトータルの金額の中にあって、きょうは厳しい財源というのを再認識させられたというのが今の実感なんですけども、また追って後々のところで、いろいろ質問していきたいと思います。ありがとうございました。

藤田豊委員長

今のお話は、会計管理者の三宅さんのお話のとおり、税務課の委員会でまたぜひ聞いてください。

南委員

収入未済額について少し質問をさせていただきます。

32億7,200万円余りの収入未済額が出ているんですが、このうち、過年度分と現年度分で、この平成23年度を含めて過去5年分くらいの数字を教えてください。

藤田豊委員長

小休します。（11時29分）

藤田豊委員長

再開します。（11時31分）

西本出納局副局長

委員から御質問をいただきました、過年度と現年度の未収金ということでございますが、まず平成23年度決算の過年度の未収金につきましては、43億2,458万8,000円余りとなっております。これは、県税を含む普通会計の合計でございます。

それから現年度の未収金でございますが、これにつきましては、6億1,256万5,000円余りとなっております。

合計いたしますと平成23年度の未収金ということで、49億3,715万3,000円余りと、そういった状況でございます。

南委員

決算説明書の7ページの収入未済額という中で、内訳を見ていくと現年度、過年度とあるわけなんですけども、49億円というと、どういうふうにしてこの32億円と合わせていくんですか。

西本出納局副局長

南委員のほうから一般会計の収入未済額のお話でしたが、先ほど申し上げましたのは普通会計ということで、特別会計の未収金も含めた額というふうな形になってございます。

南委員

この現年度分で、昨年度との比較とかというのは出せますか。

この景気が悪い中で、その年に発生した未収入額というのがどんな推移をしているのかっていうのをちょっと知りたいんですけれども。

西本出納局副局長

南委員のほうから御質問がございました件でございますが、まず、一般会計の収入未済額につきましては、先ほど委員のほうからお話ございましたとおり、決算説明書の8ページのほうにございますが、32億7,209万円余りとなっておりまして、前年度より4,050万円、率にしまして1.2%の減となっております。

（「これは現年度も過年度も足した分ですか」と言う者あり）

そうでございます。

（「現年度だけでいくと、どういう推移をしているのか」と言う者あり）

藤田豊委員長

小休します。（11時35分）

藤田豊委員長

再開します。（11時36分）

西本出納局副局長

それでは、委員の御質問にございました一般会計の現年度の収入未済額の推移でございますけれども、平成23年度の現年度につきましては、5億5,847万4,000円余りでございます。それから平成22年度につきましては、6億2,841万円余りでございます。それから平成21年度でございますが、6億9,796万6,000円余りでございます。それから平成20年度でございますが、8億4,640万4,000円余りとなっております。

比較を申し上げますと、平成23年度と22年度の現年度を比較いたしますと、6,993万5,000円余りの減少となっております。それから22年度と21年度の比較で見ますと、これも同じく減少なんですけれども、6,955万5,000円余りの減少となっております。それから21年度と20年度の比較につきましても、減少となっておりますが1億4,843万8,000円余りと。したがって現年度だけで見ますと、毎年減少はしてきておるといったような状況でございます。

南委員

厳しい中で収入未済額が減っているというのは、県職員の努力のたまものかなというふうに思っております。そんなにすぐには時効にしたりはしない中で、過ぎても取り立てをしてもらっているんだろう。その年には間に合わなくても2年おくれとか、そういう形で取り立てをさせていただいている中で、過年度分を含めた合計が単年度の五、六倍で済んでいるのかなというふうに思います。

今後とも収入未済額がふえないように努力していただくことをお願いして、質問を終わります。

黒崎委員

収入未済額のお話が出ましたので、よくわかりました。南委員の御質問で私の仕事も半分なくなったようなところでございますが、それと同時に、滞納整理機構のことはここで聞けますか。

（「それはまた別のときに」と言う者あり）

そうですか。わかりました。それはまた別にお聞きします。

それとあともう一つ、徳島県の資産ですね。特に固定資産というのはどうなんでしょう。現価で表示されておるんでしょうか。どんなんでしょうか。基本の部分だけちょっとお教えいただければと思います。

藤田豊委員長

小休します。（11時39分）

藤田豊委員長

再開します。（11時40分）

喜多委員

収入未済額ですけれど、担当のほうからこれだけ未済額がありますよと、もう一つは不納がこれだけありますよと言うてきたら、出納局のほうは、はい、わかりましたと言うだけの権限というか、それで終わりになるんですか。もっと減らしなさいよとか言える権限があるんですか、ないんですか。

西本出納局副局長

出納局としての未収金対策への取り組みということの御質問かと思うんですけれども、出納局では、県税に係る未収金を除く、その他の債権に係る未収金の全庁的な窓口的な役割を担ってございます。そして、それぞれの債権の所管課が効果的な未収金対策に取り組めますよう、さまざまな支援という形の取り組みを出納局のほうではやっております。

主な取り組みといたしましては、例えば全庁的な取り組み方針というのを平成20年度に策定いたしましたして、これは債権管理基本方針というマニュアル的なものですが、こういったものを全庁に対しまして、策定して示してございます。それから、全庁的な情報共有のための庁内の連絡会議というのを年に1回程度開催いたしております。それから、専門家である弁護士さんを招いての具体的な事例の研究会というのを開催させていただいていま

す。平成21年度からはそれに加えて、弁護士さんでありますとか公認会計士さんとか、あるいは税とか貸付金の徴収の経験者の方を委員といたします未収金対策委員会というのを開催いたしてございます。それによりまして、債権管理を担当いたします担当職員の方の資質向上を図りながら、未収金の削減に向けた取り組みを推進しておるところでございます。

具体的に、平成23年度決算年度である昨年度の取り組みでございますけれども、9月に先ほどの未収金対策委員会を開催いたしました。その中で、未収金の発生時の早期の対応であるとか、回収の方策などにつきまして、指導、助言をいただきまして、それを全庁の各担当の債権管理主管課のほうに返しておるようなところでございます。

具体的には、例えば債権回収に当たって、自宅訪問とか電話で督促する場合の聞き取り事項というのをチェックリストのような形で具体的に示したらどうかといった内容でありますとか、あるいは財産調査に行く場合の調査項目のチェックリストを作成してはどうかとか、それから償還指導する強化月間とか週間というのを設けておりますけれども、そういったものを1回だけじゃなくて複数回やったらどうかとか、さまざまな具体的な助言等をいただいております、そういったものを所管課のほうに返して、債権回収の実務に役立てていただいておりますというふうな状況でございます。

喜多委員

わかりました。不納欠損額も大分出とんですけれども、それも同じように指導とか助言とか、直接するのは原課のほうだろうと思っておりますけれども、最終的には不納額というたら、もうあかんようになったとかいろいろ理由があろうと思っておりますけれども、計画的な不納にならぬように、それもあわせて同じようなことをされよろんですか。教育というか指導というか、出納局のほうか。

三宅会計管理者

ただいま不納欠損の扱いをどうするか、それについての私どものかわりという御質問をいただきました。

ただいま副局長から申しあげました債権管理基本方針が、いろんな債権がありますけれども、その債権ごとにどのようにそれを整理していくかという、法的な根拠であるとか、その流れというのを整理いたしましたものでございます。その中で、ただいま委員お話しのように、何もしないで消滅時効になってしまっただけの不納欠損といったことは、あつては当然なことではございませんので、強制徴収ができる債権であるか、あるいはそういうこともできない私法上の債権であるかとか、いろんな債権ごとに、その目的、趣旨に合わせて最終の未収額をどう整理するかという手順を決めていただくと。

ですから、最終の決定権限はもちろん事業を執行している所管課、執行部局にございまして、私どもが直接的に権限は持ってございませぬけれども、その債権ごとの適切な執行をして、きちんと未収金についての回収をするか、あるいは最終的には権利放棄まで持つていくような、そういう事案であるか、その御判断をしっかりとさせていただきたい。そのための材料を私どものほうでも提供させていただいております、そういうところでございます。

そして、絶えずいろんな会を持って債権担当課ともお話しさせていただいておりますけ

れども、やはり基本的には、それぞれの債権についてしっかり対応していただいて、県の歳入が厳しい状況ですので、しっかりと歳入確保に取り組んでいただくとともに、県民負担の公平性という観点から、当然厳しい中でも納めていただく、あるいは返していただく方もおいでますので、十分御検討いただいて、適切に対応をお願いいたしたいと。そのための支援を私どももしっかりやらせていただきたいと、そういうような協議をさせていただいております。以上です。

喜多委員

毎年、同じような金額が出てきよんです。未済も不納も。

何か方法がないかなと思うんやけど、それはいろいろと担当課のほう、担当部局のほうで、最近特にいろいろ制度的にも頑張っておるようです。景気がよかったらこれも少なくともと思うんですけども、今の御時世の中で、今、会計管理者から答弁がありましたように、公平公正になるように、納めた人がありゃあというようなことがないように、これからも御指導というか、担当課とも力を合わせて頑張ってもらいたいということを希望して終わります。

藤田豊委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。（11時48分）